

自然公園法と関連法制度(環境省以外の省庁所管)との関係性

法令名	目的	地域指定の種別	自然公園との重複	自然公園行政との関係
森林法 (昭和26年)	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする	国有林及び民有林(国有林以外の森林)に分類 特に指定する地域は次の2種 ・保安林(水源涵養、土砂流出防備等、17種別) ・保安施設地区	大半の面積が重複	国立・国定公園区域のうち、約8割が森林であり、森林法に基づく全国森林計画に沿った整備・保全と自然公園制度との整合を図っていく必要がある。 国立・国定公園の森林のうち、約54%が保安林に指定され(特別保護地区では約71%)、約58%が国有林である(特別保護地区では約78%)(データはH13.4月現在)。 森林の適切な保全は、自然公園法・森林法ともに法目的に沿った方向であるが、施業方法によっては、景観保護上、好ましくない場合が発生することが想定されるため、調整が必要である。
文化財保護法 (昭和25年)	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。	記念物 ・史跡、名勝、天然記念物 ・特別史跡、特別名勝、特別天然記念物	重複することがある	特に天然記念物については、指定対象及び規制内容が自然公園におけるそれらと類似したものとなるため、国指定の天然記念物の指定と国立・国定公園の指定に関しては、重複する場合に環境省と文部科学省との間で協議することとなっている。
都市計画法 (昭和43年)	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	都市計画区域 ・市街化区域 ・市街化調整区域	重複することがある	原則として、自然公園区域と目的が相反する区域であるが、両者の指定に関しては、都市計画に基づく市街化区域と自然公園法に基づく特別地域が原則として重複しないよう措置されている以外には、特に定めはない。 なお、都市計画区域であっても市街化調整区域は、厳しく開発を規制している区域であり、当該地の自然景観保護にも資する場合がある。